

答申第 770 号

諮問第 1325 号

件名：開示請求人の本音を知るために開示請求人の言動を収集することができる人の氏名がわかる文書の不開示（不存在）決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県知事（以下「知事」という。）が、別記に掲げる文書（以下「本件請求対象文書」という。）について、不存在を理由として不開示としたことは妥当である。

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、異議申立人が平成 26 年 9 月 11 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、知事が同月 24 日付けで行った不開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、開示請求に係る行政文書を作成又は取得しているというものである。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、次の理由により本件請求対象文書を作成又は取得しておらず、不存在であるので、不開示としたというものである。

(1) 本件請求対象文書について

本件開示請求書には、参考として、愛知県が被告となった行政文書不開示決定処分取消請求事件において、当時の愛知県教育委員会管理部総務課職員が作成した陳述書が添付されていた。当該陳述書には、当該職員が、愛知県教育委員会に開示請求をしていた者の本音を知りたくて、発言を集めていた旨が記載されていた。

このことから、本件請求対象文書は、愛知県総務部総務課（以下「総務課」という。）が管理している文書のうち、開示請求者の本音を知るために、開示請求者の言動を収集することができる職員の氏名が記載された文書であると解した。

(2) 本件請求対象文書の存否について

行政文書及び自己情報の開示請求（以下「行政文書等の開示請求」とい

う。)に係る事務手続は、愛知県情報公開事務取扱要領（平成13年3月30日付け12広報第98号県民生活部長通知）及び愛知県個人情報保護事務取扱要領（平成17年3月30日付け16広報第1021号県民生活部長通知）（以下「事務取扱要領等」という。）で定められている。

事務取扱要領等には、行政文書等の開示請求がなされた場合、開示請求書に形式上の不備があるときは開示請求者に補正を求めるほか、開示請求に係る行政文書等の内容の検討を行い、開示決定等をするものとされているが、開示請求者の言動を収集することができる職員についての定めはない。

実際に、総務課宛てに開示請求がなされた場合、開示請求者の対応は、開示請求に係る行政文書等の内容に応じ、そのとき対応可能な職員が個々に行っており、開示請求者の言動を収集することができる職員を定めることはない。

なお、開示請求書に形式上の不備があり、開示請求者に補正を求め、補正を口頭で行った場合は、対応した職員がその旨を開示請求書に記録し、自らの氏名を付記することがある。こうした記録は、開示請求者とのやり取りを踏まえてなされるものであるが、あくまで開示請求書の補正内容を確認した職員を記したものであり、開示請求者の本音を知るために、開示請求者の言動を収集することができる職員の氏名が記載された文書には当たらない。

念のため、総務課において、本件請求対象文書を探索したが、存在しなかった。

以上のことから、本件請求対象文書を作成又は取得しておらず、開示請求に係る行政文書を管理していないことから、不開示とした。

4 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例第5条に規定されているとおり、何人も行政文書の開示を請求する権利が保障されているが、開示請求権が認められるためには、実施機関が行政文書を管理し、当該文書が存在することが前提となる。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、実施機関及び異議申立人のそれぞれの主張から、本件請求対象文書の存否について、以下判断するものである。

(2) 本件請求対象文書について

本件請求対象文書の特定については、実施機関が作成した不開示理由説明書に記載されており、当審査会において、当該不開示理由説明書を異議申立人に送付して意見を求めたところ、異議申立人から意見はなく、意見陳述の機会を設ける旨の通知に対しても回答はなかった。

したがって、当審査会においては、実施機関が行った文書の特定には、誤りがないものとして以下検討する。

(3) 本件請求対象文書の存否について

ア 実施機関によれば、事務取扱要領等には開示請求者の言動を収集することができる職員についての定めはなく、総務課においては、開示請求者の対応は、開示請求に係る行政文書等の内容に応じ、そのとき対応可能な職員が行っているとのことである。

当審査会において、事務取扱要領等を見分したところ、開示請求者の言動を収集することができる職員についての定めはないことが認められた。

イ 事務取扱要領等に開示請求者の言動を収集することができる職員についての定めがなく、総務課において、職員が開示請求者に対応することはあっても、その本音を知るために言動を収集することができる職員の氏名を記すことが必要であったことがうかがわれる事情は特に認められないことからすれば、本件請求対象文書を作成又は取得しておらず、不存在であるとしたことについての実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点があるとはいえない。

(4) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記

総務部総務課に対する開示請求 H21年度～H26年度

開示請求人の本音を知るために開示請求人の言動を収集することができる人の氏名がわかる文書

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
26.11.13	諮問
26.12.22	実施機関から不開示理由説明書を受理
26.12.25	異議申立人に実施機関からの不開示理由説明書を送付
27.9.9 (第467回審査会)	実施機関職員から不開示理由等を聴取
27.11.11 (第473回審査会)	審議
27.12.25 (第477回審査会)	審議
28.3.16	答申